

平成 25 年度
財政援助団体等監査
及び指定管理者監査報告書

～財団法人 ふるさと弥栄振興公社～

浜田市監査委員

平成 25 年 10 月

目次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象団体（所管課名）	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の期間	1
第 7	監査の着眼点	2
第 8	監査の方法	2
第 9	措置状況	2
1	措置回答があったもの	2
2	改善が進められているもの	5
3	改善が検討されているもの	6
4	改善が進んでいないもの	8
第 10	監査の結果	9
1	会計事務について	9
2	現金管理について	10
3	収益・費用の状況について	10
4	勘定科目等について	11
5	ホームページについて	11
6	節税について	11
7	指定管理料について	12
8	業務仕様書について	12
9	施設等のあり方について	12
第 11	まとめ	13

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査及び公の施設の指定管理者監査
(地方自治法第 199 条第 7 項)

第 2 監査のテーマ

平成 24 年度に実施した財政援助団体等監査及び指定管理者監査(以下「前回監査」という。)の結果報告において、指摘事項又は意見とした事項(以下「指摘事項等」という。)に対する措置等の状況について

第 3 監査の目的

前回監査の結果報告において、指摘事項等が多数あったことから、今後の施設運営や会計処理、事務処理等の改善に繋げるため、講じた措置として報告されたものが適正に実施され指摘事項等が改善されているか及びその他の指摘事項等の改善状況を確認するためのフォローアップ監査として実施するものである。

第 4 監査の対象団体(所管課名)

財団法人 ふるさと弥栄振興公社
(弥栄支所産業課)

第 5 監査の範囲

前回監査の結果に対する措置等の状況を対象に監査を行った。

第 6 監査の期間

平成 25 年 9 月 6 日(金)～平成 25 年 10 月 21 日(月)まで

第 7 監査の着眼点

前回監査の結果に対する措置及び改善が、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に実施されているか監査を行った。

第 8 監査の方法

前回監査における指摘事項等について、平成 25 年度現在の措置の状況を確認するため、事前に提出を求めた関係書類及び関係職員からの状況聴取、現地視察などの方法により調査を行った。

第 9 措置状況

今回調査した、前回監査の指摘事項等（全 42 件）に対する措置等の状況については、以下のとおりである。

1 措置回答があったもの（15 件）

区分	指摘及び意見の内容	措置等の状況
勤務体制	P10 業務に支障を及ぼさないよう、勤務体制を考慮されたい。	就業規則に則った勤務体制の実施に努めるよう徹底する。 平均して週 40 時間の労働時間となる勤務体制とした。 特別な事情がない限り、2 人以上のシフトを組んでいる。
会計事務	P4 財務諸表の作成に際しては、仕組みを正しく理解することが必要である。	税理士の協力を仰ぎ、習熟・効率化に努める。 会計ソフト研修の実施や毎月帳簿の代行記帳を依頼している会計事務所に指導を受けるなどして、会計事務の習熟と効率化を図る。
	P12 今後は団体職員が会計システムの操作に習熟し、同システムを活用することで事務の効率化と迅速化を図り、事務負担の軽減に努められたい。	経営状況については、当月分は翌月中に状況を把握するように徹底する。

	<p>P13 (税務申告は) 全てを税理士任せにせず、申告内容の基本的な事項については理解しておく必要がある。</p> <p>また、所管課は指導監督に必要な会計や税務に関する知識の習熟に努める必要がある。</p>	
	<p>P14 専門知識を必要とする税務申告以外の経理については、団体内部で掌握し、財務情報をタイムリーに把握して経営に役立てる必要がある。</p>	
経営改善計画	<p>P22 経営改善計画の進捗管理を確実に行うとともに、同計画を順守すること。</p>	<p>毎月、「月次推移表」や「月次累計の正味財産増減計算書」を確認することにより、1カ月遅れで月次の収支は把握するように徹底する。</p> <p>また、売上の増減はあるにせよ、最終の収支(収益)は、経営計画に沿ったものになるよう努める。</p>
	<p>P14 (経営改善計画は) 各年度の決算が終了した段階で、計画値と乖離している項目については、軌道修正が必要である。</p>	<p>経営改善計画最終年度の平成26年度までは、実績を反映した収支計画書を作成した。</p>
現金管理	<p>P12 小口現金制度については「ケ現金管理の厳格化について」で後述するが、運用の仕方に問題があると思われる。そもそも小口現金により仕入れ等を行う場合は、事後精算とならないように留意されたい。</p>	<p>現金の管理を徹底するため、「現金出納帳」、「小口現金管理簿」を改正した。</p> <p>現金に過不足が発生した場合は、「レジ現金過不足発生記録簿」に記録し、原因が判明しない場合は「現金過不足処理簿」に記入、決裁を受けて現金を補充するよう運用を見直す。</p>
	<p>P14 (雑支出勘定で) 高額の不足が生じているが、特に決裁を得ず、安易に小口現金から補充されており、組織として問題の認識・共有がなされていない。現金管理上大いに問題があると言わざるを得ない。</p>	<p>立て替えの精算については、遅滞なく行うよう徹底するため「小口現金精算表」を作成し、精算や処理日が明確に分かるように運用している。</p>

	<p>P14 本来は売上とレジの日計が毎日符合している状態でなければならず、職場内研修等によりレジ操作への習熟度を高めるとともに、当日修正不可能な場合は、日報等により、レジ責任者に申し送りを行うよう徹底されたい。</p>	<p>小口現金の持ち出しについては、「小口現金持出し管理簿」により現金の持ち出しと返金の管理を明確にした。</p>
	<p>P14 組織の問題として現金管理の適正化に努められたい。</p>	
	<p>P14 小口現金制度の運用について問題が散見される。…今後市所管課も交え、早急に実効性を伴う事務改善を図られたい。</p>	
業務知識の習得	<p>P15 レジ操作や、原価管理、会計事務、税務申告の研修など業務遂行に必要な知識についても積極的に研修の充実に努められたい。</p>	<p>研修や自己研鑽に努め、適時指示しながら職務遂行能力の向上に努めている。</p> <p>グリーンツーリズムインストラクター講座の受講、どぶろく研修、接客研修などにより、組織的に職務遂行能力の向上を図る。</p>
業務仕様書	<p>P20 業務仕様書を確認したところ「5 管理業務の詳細」中、施設の利用許可に関する業務について、「施設条例第6条に該当しないこと（以下中略）を確認し、利用を許可する。」とあるが、同条例第6条は、指定管理者の管理の期間についての定めであり、条項の誤りであると推察されるので確認の上、訂正されたい。</p>	<p>指摘のとおり、業務仕様書の誤りを訂正した。</p>
指導・監督	<p>P20 団体全体の経営状況に対しては、指導・監督が行われていない。団体全体の経営の効率化や、適切な運営が行われているかを指導、監督する必要がある。</p>	<p>産業課と同団体で毎月行っている企画会議において、適切な施設運営についての指導、監督を徹底する。</p>

※指摘及び意見の内容欄のP10等は、平成24年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査報告書～財団法人 ふるさと弥栄振興公社の監査～の該当ページを示す。

2 改善が進められているもの（6件）

区分	指摘及び意見の内容	措置等の状況
収益・費用の状況	P6 特別会計繰入金 5,845 千円の内容を総勘定元帳で確認したところ、会計間の振替額の累計（体験村会計 4,736 千円、食堂会計 1,109 千円）であり、収益としての実体はないことを確認した。本来は決算書に計上すべきでない数値が計上されていることは、利害関係者に誤解を招くことから、企業会計原則上も問題である。	現在、「食堂会計」「体験村会計」と分けている通帳の一本化と公益部門、収益部門への正確な仕訳により発生しないようにする。 また、必要な項目については税理士に相談し、内部取引として整理する。
	P11 本来は合理的な基準により各事業に適正に配分されなければならない経費が、施設事業に一括して計上されている点において、経費の計上方法が不適切であり、各事業の成績を正確に表していない。	公益法人移行の中で勘定科目の整理を行う。 配分については、使用割合、面積割合等の基準で配分を行っており、内部取引についても精査を行い、25年度からは適切な方法で計上する。
	P6 人件費や光熱水費等、施設事業や食堂事業で一括計上した費用が各事業に配分されておらず、事業ごとの実質的な収支が把握できない点において問題がある。	
経営体制	P7 経営体制は、理事長、理事、監事、事務局の体制となっているが、実態としては理事長以外の役員の役割や責任の所在が不明確となっており、報酬額の妥当性も判断できない状況にある。…役員の責任の度合いや役割を明確化した上で、適切な報酬額を設定するようにされたい。	理事長、専務理事については出勤頻度や決裁責任、非常勤理事については役員会への出席に対する費用弁償の意味合いで金額を設定し、（公益法人移行へ向け）公益財団法人の定款及び役員報酬規定を作成した。
予算編成	P14 進捗管理や決算見込みをタイムリーに行い、次年度以降の予算編成等に反映させるよう努められたい。	毎月、「月次推移表」や「月次累計の正味財産増減計算書」を確認することにより、1カ月遅れで月次の収支は把握するように徹底する。

文書事務	P15 (文書事務等について) 責任の所在を明確化し、必要な情報を組織内で共有するためにも、事務内容別に適切な決裁区分を設定し、早急に適正な事務処理が行われるよう改善されたい。	理事会の承認には至っていないが、決裁権限規定を作成し、運用している。(不備等があれば改正して理事会で承認を得る)
------	--	--

※指摘及び意見の内容欄の P6 等は、平成 24 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査報告書～財団法人 ふるさと弥栄振興公社の監査～の該当ページを示す。

3 改善が検討されているもの (14 件)

区分	指摘及び意見の内容	措置等の状況
原価管理	P10 飲料と食事では仕入原価の設定が異なるものである。食堂全体として原価率 40%を維持するためには、メニュー毎の原価率を設定する必要がある。	食堂メニューの原価を算出。メニューによりばらつきはあるが、食事に関しては 40%以下である。飲料については 50%を超えるものもあり、価格設定の見直しを検討する。
勘定科目等	P12 勘定科目については一部整理、見直しが必要であると思われる。	仕訳表の作成(勘定科目の見直し)を行い、通過勘定を使用しない正確な仕訳を行う。
	P12 計上された勘定科目が適切でないと思われる経費がある。	
退職手当	P12 今後も嘱託職員に対し(退職手当)支給する必要があるれば、同制度(中退共)への加入や支給規程の整備などを検討されたい。	現時点では嘱託職員はいないが、加入(勤続年数)・支給基準(金額等)を検討する。
賞与	P12 賞与引当金が計上されていないが、当期末までに発生している支払義務については、負債に計上されたい。	支給基準の制定を検討する。
	P12 賞与の支給に関しては、経営成績を勘案して理事長が決定することになっており、支給基準は定められていないとのことであるが、設定の必要性がないか検討されたい。	

掛売、売掛金	P13 売掛金の回収に長期間を要しているものが多々見受けられた（半年以上経過して回収された案件もある）。他の利用者の誤解を招くことのないよう、速やかな債権回収に努められたい。	速やかな回収に努める。（買掛金の支払い間隔である1か月を目安とする。）
	P13 安易に「掛け」とすることは、その後の債権回収リスクを抱えるとともに、事務処理も煩雑となる。一定の取引実績があり、信頼関係が構築されている場合のみ、金額、期間の基準を設けた上で掛取引を運用するようにされたい。	基本的な取引実績のある者、公の団体、町内居住者に対して「掛け」の取り扱いを行う。 期間については1か月、金額については協議の上基準を設ける。
たな卸し	P15 経営改善計画に則り、少なくとも月一度は実地棚卸を実施されたい。	特産品は月1回実施。その他については月1回の実施を検討する。
たな卸し資産	P15 平成20年度決算から貯蔵品勘定に一本化されているが、特産品や食材は棚卸資産とすることが適当である。	平成25年度決算から適切な勘定科目で計上する。
顧客対応	P15 クレームに対する認識（クレーム内容が従業員の接客に対するものか、施設に対するものか）と対処（これまでどのように対処してきたか、未解決の問題はあるのか、その問題は解決可能なのか）等、これまでの取り組みと今後の対処方法について検討する必要がある。	苦情・故障等処理管理簿を作成し、発生事由、原因、対応、処理日を記録している。 クレームの内容別の集計を行い、問題点の洗い出しを行う。
	P20 サービスの質についても、利用者アンケートの結果も反映し検証を行うようにされたい。	お客様アンケートをロビーに配置。 苦情、要望等の意見があれば対応を検討する。
値引き	P16 営業推進目的で値引きを行っている実態があるが、施設収入に影響するものについては、団体の裁量で決定するのではなく、市所管課に事前協議を行うようにされたい。 また、値引きは販売促進費として適正な会計処理を行うようにされたい。	今後、当社の裁量で施設収入の値引きは行わない。 団体割引等（合宿プランなど）商品化する場合は市所管課に協議を行う。

税額の見込	P20（租税公課については）、当年度の事業計画の収入目標と支出見込みから、ある程度正確に見込み額を計上するようにされたい。	見込み額を計上する。
-------	---	------------

※指摘及び意見の内容欄の P10 等は、平成 24 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査報告書～財団法人 ふるさと弥栄振興公社の監査～の該当ページを示す。

4 改善が進んでいないもの（7 件）

区分	指摘及び意見の内容	措置等の状況
ホームページ	P16 ホームページの閲覧を行ったところ、年間行事予定が掲載されていなかったり、食堂のメニューに価格が表示されていない状況であった。 特に、年間行事予定については利用者へのイベント周知効果の高い情報ツールであるため、掲載について検討されたい。	ホームページの契約内容を確認し、掲載内容の変更を検討する。
節税	P16 指定管理事業を実費弁済方式にすれば、税務署長の確認の上、当該事業は収益事業に該当しなくなるため、節税や指定管理料削減の観点からは有効である。他の類似施設を参考に、今後検討されたい。	内容を確認して検討する。
指定管理料	P19 指定管理料は経営改善計画の数値目標どおりに支出されており、熱源改修による経費削減効果が見込みを上回った額の削減が行われていない以上、黒字が出るのは当然と言える。 現状のままでは、団体の真の経営努力により黒字が発生しても正当に評価されないため、早急に実態に則した積算に見直す必要がある。	公益法人への移行に伴い、収支の変化も想定されるが、指定期間内（H24～28）であるため、次期協定締結時に積算の見直しを行う。
業務仕様書	P20（業務仕様書は）基本方針や業務の詳細について明示するものとなるよう、見直しが必要である。	次回指定管理者の更新（H29 年度）に合わせ見直しを行う。

施設等のあり方	<p>P21 (施設等のあり方について) どれだけ多額の税金が投入されているか認識し、事業として成り立っているか、ここまで多額の負担をしてでも存続させるべき施設か検討が必要である。</p> <p>加えて、整備費のうち償却対象資産の整備に係る部分については、法定耐用年数により減価償却費が毎年発生していることを認識し、施設に係る真のコストを認識し、費用対効果を測定したうえで今後の施設のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>当施設は条件不利地域における地域振興拠点施設であり、費用対効果だけで存続を判断するものではないが、一方でフルコストを認識したうえでの経営努力も必要と考えている。</p> <p>平成26年度の経営改善計画期間終了をみすえ、施設のあり方を検討していく。</p>
	<p>P21 41%は税金で負担している現状を併せて認識した上で、受益者負担の適正性も含めた、今後の団体、施設のあり方を検討しなければならない。</p>	
	<p>P21 効率性や効果を考慮せず、多額の設備投資や維持経費、補助金を支出してまで存続する必要がある施設(事業)かどうか、社会経済情勢や国の第三セクター等改革の現状も把握した上で冷静に判断する必要がある。</p>	

※指摘及び意見の内容欄の P16 等は、平成 24 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査報告書～財団法人 ふるさと弥栄振興公社の監査～の該当ページを示す。

第 10 監査の結果

今回、監査の対象とした前回監査の結果に対する措置等の状況については、おおむね適正な対応がなされていた。しかしながら、一部の項目については、さらなる改善が必要である。また、改善が進んでいない項目もあり、これらの項目については、以下のとおり適切な措置を講じられたい。

1 会計事務について

会計事務については、会計事務所等の協力を仰ぎその習熟を図ることとされているが、支払や売上に係る経理事務や日々の取引に関する仕訳については引き続き、手書き伝票や表計算ソフトで行われており、

会計システムが利用されていない状況となっている。経済性、効率性及び有効性の観点から考えると、団体職員が会計システムの操作に習熟し、同システムを活用することが必要である。

団体職員は会計事務ばかりでなく、施設管理や接客等の複数業務を兼務しているため、会計処理に専念できず委託に頼らざるを得ないとのことであるが、会計システムを活用することで自動仕訳機能や帳票作成機能等が活用でき、仕訳の誤りや手書き伝票を作成する手間がなくなる等、業務改善を図ることが可能である。

従来通りに業務を行うのではなく常に業務改善に努め、会計事務所等には、その会計処理が正しいものであるかどうかの確認や経営に関する助言、業績改善提案などの経営指導を依頼するなど新たな取り組みを実施するよう努められたい。

2 現金管理について

現金管理については、新たな様式等を作成し適正管理に取り組んでいる。

平成 24 年度及び平成 25 年度の帳簿を確認したところ、同一様式が利用されていない事例や現金過不足発生記録簿の記入が不完全であるなど新しい制度の運用が周知徹底されていない状況が散見された。新たに定めた様式についても小口現金持ち出し管理簿と小口現金管理簿の突き合わせが行い難い、小口現金精算票には複数科目利用時やガソリン給油時の車両番号記入欄が無いなどさらなる改善が必要であると思われる。

また、小口現金制度の運用については、制度に対する理解が不足しているように思われるため、小口現金だけでなく、経理全般について正しい理解のもと運用するよう改善されたい。

3 収益・費用の状況について

本来は合理的な基準により各事業に配分されなければならない経費については、公益法人移行の中で、使用割合、面積割合等の基準で配分が行われているところである。

この配分された金額を上手く処理できるよう、会計基準・運用指針で例示されている勘定科目に沿った科目の設定を行い、経費が適正に配分されるよう改善されたい。

4 勘定科目等について

平成 24 年度決算においても、仕訳誤りが散見される。

どの取引が、どんな仕訳になるのかあらかじめ仕訳の一覧表を作成するなど、どの担当者が仕訳を行っても一定の結果となるよう工夫されたい。なお、団体が使用している会計システムには自動仕訳機能が備わっており、効率性及び有効性の観点からも会計システムの利用に努められたい。

5 ホームページについて

ホームページは、利用者へ周知効果の高い情報ツールであるが、「情報は鮮度」が命と言われるように、新しい情報がないホームページでは、その効果はないに等しいと思われる。

新規顧客の獲得、既存顧客へのサービス向上のためにも、情報を一定以上の頻度で発信し続けるべきである。

6 節税について

法人税基本通達 15-1-28 の実費弁償による事務処理の受託等において、「公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね 5 年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長。以下 15-1-53 において同じ。）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。」とされている。

平成 22 年度の法人税申告書によれば、指定管理事業、交流事業、特産品販売事業、食堂事業、どぶろく事業の全てが収益事業として、法人税の課税対象となっているが、指定管理事業を実費弁済方式にすれば、税務署長の確認の上、当該事業は収益事業に該当しなくなるため課税されない。他の類似施設を参考に、今後検討されたい。

7 指定管理料について

指定管理料は経営改善計画の数値目標どおりに支出されており、熱源改修による経費削減効果が見込みを上回った額の削減が行われていない。

公益法人移行に伴い、勘定科目の整理が行われることから、指定管理料の対象経費も決算書類の中で明確になるはずである。

適切な決算資料をもとに、実態に則した積算に見直すべきである。

8 業務仕様書について

指定管理者選定方法の基本は公募であり、公募による選定を前提にした業務仕様書の作成が求められる。

ふるさと体験村は、施設設置時から同団体が運営を担っているため、団体のノウハウに任せられた運営となっており、業務仕様書において明示しなくても事業運営が適正に実施されているためと思われるが、今後は、公募による指定管理者の選定を念頭に入れ、他市の同種施設の業務仕様書を参考に運営の基本方針や業務の範囲などについて明示するよう見直すべきである。

9 施設等のあり方について

平成 21 年 6 月に新たに策定された国の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」によれば、抜本的処理策検討に当たっては、事業そのものの意義があっても採算性の有無を判断することとなっており、その結果、「採算性無し」と判断されたものについては民営化等、債務調整、経営体制の変更等、地方公共団体による直営といった事業手法の選択、場合によっては清算等も視野に入れて検討することとなる。

当施設は、弥栄自治区における地域振興の拠点施設であることは理解するものの、施設の整備費として投資した額は平成 23 年度末までで 17 億円余りとなっている。経済性、効率性及び有効性を考慮せず、多額の設備投資や維持経費、補助金を支出してまで存続する必要がある施設かどうか、社会経済情勢や国の第三セクター等改革の現状も把握した上で冷静に判断するべきである。

第 11 まとめ

今回の監査は、前回監査の結果報告における指摘事項等について、措置等の状況を確認し、是正・改善が認められない項目については改めて是正・改善の取り組みを促すなど、監査の実効性を高めるために実施した。

監査の結果から、前回監査の指摘事項等に対する措置等の状況は以下のとおりであり、おおむね適正な対応がなされていた。

項目	件数	割合
指摘事項等の件数	42 件	-----
措置済み（検討等を含む）の件数	35 件	83.3%
うち措置回答のあった件数	15 件	35.7%
改善が進んでいない件数	7 件	16.7%

しかしながら、「第 10 監査の結果」で述べたように措置済み（検討等を含む）のうち、一部の項目についてはさらなる改善を要する必要が認められた。改善の必要が認められた項目については、速やかに対応を行われたい。

現在、改善を進めているものや検討中の項目についても、できるだけ速やかに措置を行われたい。特に、改善項目の一部については、公益法人移行過程の今でないと見直しが難しい項目もあるため、当該項目については、早急な対応が望まれる。

また、現時点で改善が進んでいない項目についても、指摘事項等の内容を改めて確認し、積極的に対応するよう努められたい。